

保護者各位

県立名護特別支援学校
校長 下地 直子
(公印省略)

令和7年度「県立学校家族休暇制度」保護者アンケート等の結果及び
令和8年度以降における同制度の実施について

みだしのことについて、令和8年3月30日付け教県第2375号にて、県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記資料を送付しますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は資料に従って届け出ていただくようお願いいたします。

記

1 保護者アンケート等の結果

[県立学校家族休暇制度 保護者アンケート等の結果及び令和8年度以降の実施 | 沖縄県公式ホームページ](#)



- 2 取得できる日数 : 3日まで
3. 休暇の取扱 : 出席停止・忌引等(欠席にはなりません)
4. 休暇を取得できない日
- (1)儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式
 - (2)学校行事等のある日 : 体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等
 - (3)進路決定関連の日 : 高校入試、就業体験実習等
 - (4)その他学校が定める日 : 記念式典等

- 3 届け出:原則として、休暇取得の2週間前までに学校に届け出をすること
*定めた届出期限を過ぎて届け出た場合、給食費や舎食費等が発生する場合があります

4 添付資料

- (1)保護者向け説明資料
- (2)家族休暇届(楽メでの欠席連絡でも可)
- (3)Q&A

【本件担当】
県立名護特別支援学校
教頭: 玉城
TEL:(0980)52-0505

県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年4月

県教育庁県立学校教育課

県立名護特別支援学校

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 制度開始日

令和8年4月1日(水)

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日まで(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等(欠席にはなりません)

7 取得できない日

学級、学年、学校全体の活動がある日

(1)儀式的行事の日 :始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式

(2)学校行事等のある日 :体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等

(3)進路決定関連の日 :高校入試、就業体験実習等

(4)その他学校が定める日 :記念式典等

※ 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できないこともあります。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

(1) 楽メを登録している保護者

通常の欠席連絡と同様に、楽メにて「欠席」の届け出をしてください。その際、理由に「〇月〇日～〇月〇日まで 家族休暇のため」と入力してください。

(2) 楽メを登録していない保護者

保護者が「家族休暇届」を記入し、学校へ提出してください。

*「家族休暇届」が学校 HP からダウンロードできます。

10 届出期限

原則として取得希望日の2週間前までに届け出てください。

*期限を過ぎると給食費や舎食費の負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

(欠食届を7日前までに担任等が作成・提出する必要があるため)

11 授業への対応

家族休暇は通常の欠席と同様の対応となりますので補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

(原則として取得希望日の2週間前までに学校に提出すること)

* 期限を過ぎると給食費や舎食費の負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

(欠食届を7日前までに担任等が作成・提出する必要があるため)

* 楽メの「欠席」連絡で、理由に「〇月〇日～〇月〇日まで家族休暇のため」と入力して届けた場合、「家族休暇届」と同じ扱いになります。

令和 年 月 日

家族休暇届

県立名護特別支援学校長 殿

県立名護特別支援学校

_____ 学部

_____ 年 _____ 組

児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (自署)

令和 年 月 日～ 令和 年 月 日まで家族で過ごすため、県立学校家族休暇を取得します。

確認事項の内容を確認しました * を入れてください

***** 【確認事項】 *****

1 家族休暇を取得できない日

学級、学年、学校全体の活動がある日

(1) 儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式

(2) 学校行事等のある日 : 体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等

(3) 進路決定関連の日 : 高校入試、就業体験実習等

(4) その他学校が定める日 : 記念式典等

※ 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は取得できないこともあります。

2 授業への対応

家族休暇は通常の欠席と同様の対応となりますので補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

3 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 高校計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

県立中学校・特別支援学校前日でも届け出ることは可能ですが、給食費の負担が発生してしまうことから、学校が定める期限までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いいたします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。

Q9 **高校・特別支援学校の一部の生徒**もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

※特別支援学校の一部の生徒・・・特別支援学校高等部に在籍し、高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修している生徒

県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりません、もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例

(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は 2/3 を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が 2/3 を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例

(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は 2/3 を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が 2/3 を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！